

ID: 621

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	強制診断等拒否の場合の給付制限		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第63条		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【根拠条文】 第63条 市町村及び組合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第66条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。 【基準】 根拠条文及び法第66条の規定による。 (強制診断等) 第66条 市町村及び組合は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日